



施設長(管理者)虐待防止アンケート結果



平成26年5月
人権・倫理委員会

はじめに

障害者虐待防止法が施行されてから1年7か月が経過しました。この法律は、「障害」がある人の人権をまもる入口のような法律です。身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待、性的虐待を「何人もしてはならない」と定めています。

しかしながら、忸怩たることですが、ひとは時に、してはならない差別や虐待を犯してしまいます。特に、構成員の間に不平等が生じやすい集団（家族、施設、会社、病院、学校など）においては、その確率は否が応でも高まります。集団の構成員にその危うさの認識を欠くなら、悲劇は容易に起きるのです。

人権・倫理委員会では、昨年11月に障害者虐待防止法施行後の施設・事業所における「虐待防止への取り組み」「虐待が発生した場合の対応」「関係者の意識変化」などを把握するため、施設長（管理者）を対象に「虐待防止アンケート調査」を実施しました。急なお願いにもかかわらず、6割を超える施設・事業所から、真摯な回答をいただきました。今回の報告にはまとめていませんが、本委員会への意見や質問に関する自由記述欄には、利用者の人権をまもりたいという強い気持ちが溢れていました。一方で、職員が利用者に対して不適切な対応に陥りかねない環境に置かれている状況への危機感がにじみ出ていました。

「虐待防止は職員の待遇改善が不可欠」

「虐待防止は職員の心のゆとりが前提」

「強い行動障害を示す利用者の施設対応等の行動制限について悩んでいる」

「夜間の支援の手が足りない」

「良識、冷静さを持って支援しても、時にカッとなることがある」

「職員が常に安定した状態で職務につけるよう職員のケアが必要」

これらの意見は、虐待が職員個人の人権意識や倫理感、支援スキルの向上だけでは防ぎきれない施設・事業所の構造的課題を示唆しています。課題の克服には万難を伴いますが、「障害」のある人たちの人権をまもる専門職として、挫けることなく解決していきたいものです。

人権・倫理委員会
委員長 重利 政志

「施設長(管理者)虐待防止アンケート」結果より

今回の調査では、約6割(505施設・事業所)から回答をいただくことができました。入所系261施設・事業所、通所系244施設・事業所から寄せられた回答は、現時点の「虐待防止」をめぐる一定の状況を推測できるといえるでしょう。

まず、「貴施設・事業所における利用者の権利擁護に向けたこれまでの取組み」(問1)の結果から、利用者の人権擁護に向けてほとんどの施設・事業所で何らかの取組みをされていることがわかります。さらに「障害者虐待防止法の施行を受けた新たな取組み」(問2)については、法の施行を受けた具体的な取組みとして、年に1~3回の内部研修、もしくは外部研修への参加が広がったと受けとめられます。現場の職員が虐待防止というテーマに関心を向ける機会が浸透したことは法施行後の変化ではないでしょうか。

一方で、組織としての取組みに関する体制面では、第三者評価制度やオンブズマン制度等を導入しているとの回答は45.5%に留まり、不十分な状況が否めません。今後の社会福祉法人のあり方をめぐる動向が注目されている中であっては、やはり更なる努力が求められるのではないのでしょうか。

今回のアンケートは、主に施設長(管理者)に回答(71.1%)をいただきました。問8では市町村障害者虐待防止センターへ通報した事例についてもうかがっています。結果として45件の通報事例があるという回答を得ました。内訳をみると、入所系では自施設・事業所の職員が虐待を行った割合が高く、通所系では家族からの虐待が多いことがわかります。傾向として、居住部分としての生活時間や場面で発生しやすいといえるのではないのでしょうか。

これに対して、施設長が考えている「施設・事業所内で虐待が発生してしまう背景」(問6)では、入所系・通所系ともに「職員の人権意識が希薄」が72.1%、「専門性の欠如(支援技術の未熟さ)」が71.9%あげられました。回答の7割にも達する指摘は、運営する立場としての危機感の現れといえます。今後、踏み込んで分析することで方策の糸口が見えてくるかも知れません。日々の現場においては人員の確保だけでも苦勞が多いのですが、質の維持・向上も気掛かりだという懸念が反映されているのではないのでしょうか。

また、「人権侵害があった場合の施設・事業所の対応」(問7)については、ほとんどが情報開示すると回答されていますが、具体的には「家族(家族会等)への報告」が90.3%ながら、「利用者(自治会等)への報告」は36.7%、「職員への周知」が92.5%、「関係団体への報告」が56.2%とばらつきがみられます。本来ならば全て100%に近くて良いところが満たない結果は、依然として情報開示しない(あるいは情報開示していきにくい)実状の難しさが残っているといえるでしょう。

アンケートの後半には記述回答いただく欄を設け、具体的なご意見やご要望を頂戴いたしました。人権・倫理委員会といたしましては、昨年度より掲載しております本会ホームページの専用ページにて引き続き事案の取りまとめ、並びにその他の情報提供に努めてまいります。

— 施設長(管理者)虐待防止アンケート(概要) —

- 《調査趣旨》 障害者虐待防止法施行から1年経過後の同法施行による施設・事業所の取組みへの影響や、人権擁護・虐待防止に対する意識の変化等の実態を把握するため実施
- 《調査対象》 入所系(障害者支援施設)、日中活動サービス(生活介護(通所型)・多機能型事業所)の事業を行う本会会員施設・事業所の施設長(管理者)等 →各々の全体数より25%のサンプリング
- 《調査方法》 FAX調査
- 《調査基準日》 平成25年10月1日
- 《回答状況》 調査送付数 837施設・事業所 → 回答数 505施設・事業所 (回答率 60.3%)

◆ 回答施設・事業所 基本情報 ◆

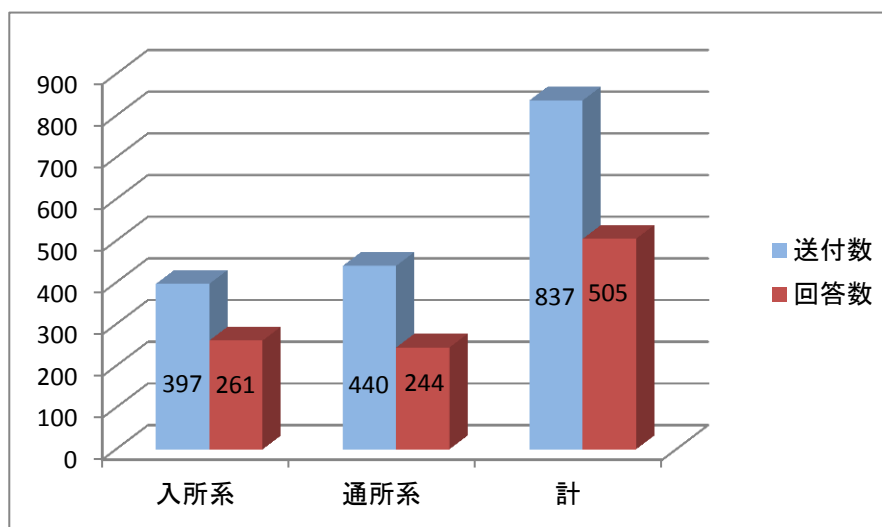
【都道府県別】

地区	都道府県	送付数	回答数	回答率
-	北海道	49	37	75.5%
東北	青森	24	11	45.8%
	岩手	16	12	75.0%
	宮城	13	8	61.5%
	秋田	11	8	72.7%
	山形	7	3	42.9%
	福島	21	12	57.1%
	関東	茨城	9	6
栃木		20	13	65.0%
群馬		18	13	72.2%
埼玉		18	12	66.7%
千葉		33	21	63.6%
東京		27	16	59.3%
神奈川		47	22	46.8%
山梨		9	5	55.6%
長野		15	4	26.7%
東海		静岡	27	17
	愛知	54	36	66.7%
	岐阜	16	14	87.5%
	三重	12	8	66.7%
	北陸	新潟	31	23
富山		13	7	53.8%
石川		8	3	37.5%
福井		7	6	85.7%

地区	都道府県	送付数	回答数	回答率
近畿	滋賀	7	2	28.6%
	京都	11	9	81.8%
	大阪	27	12	44.4%
	兵庫	41	22	53.7%
	奈良	8	5	62.5%
	和歌山	5	2	40.0%
	中国	鳥取	5	2
島根		13	11	84.6%
岡山		16	6	37.5%
広島		18	12	66.7%
山口		13	11	84.6%
四国	徳島	9	7	77.8%
	香川	13	9	69.2%
	愛媛	11	5	45.5%
	高知	9	5	55.6%
九州	福岡	27	11	40.7%
	佐賀	6	2	33.3%
	長崎	16	9	56.3%
	熊本	22	13	59.1%
	大分	13	11	84.6%
	宮崎	12	5	41.7%
	鹿児島	20	10	50.0%
沖縄	10	7	70.0%	
計		837	505	60.3%

【事業種別】

事業	送付数	回答数	回答率
入所系	397	261	65.7%
通所系	440	244	55.5%
計	837	505	60.3%



【回答者役職】

役職	施設・事業所数	%
施設長(管理者)	359	71.1%
その他	145	-
副施設長	31	6.1%
課長・支援課長	25	5.0%
サービス管理責任者	36	7.1%
事務長(事務員含む)	10	2.0%
係長	3	0.6%
主任	8	1.6%
法人統括管理者	1	0.2%
その他	7	1.4%
不明	24	4.8%
無回答	1	0.2%
計	505	100%

【運営主体】

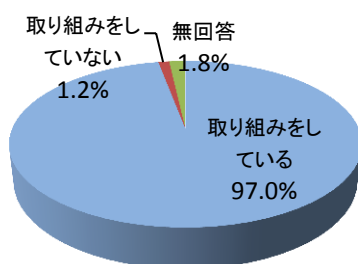
運営主体	施設・事業所数	%
社会福祉法人	489	96.8%
その他	16	-
公立	9	1.8%
事務組合(一部)	3	0.6%
特定非営利活動法人	2	0.4%
独立行政法人	1	0.2%
医療法人	1	0.2%
計	505	100%

◆ アンケート結果 ◆

1. 施設・事業所におけるこれまでの利用者の人権擁護に向けた取組み

＜施設・事業所数＞

状況	入所系	通所系	計	%
取組みをしている	257	233	490	97.0%
取組みをしていない	2	4	6	1.2%
無回答	2	7	9	1.8%
計	261	244	505	100%



利用者の権利擁護に向けた取組み

2. 障害者虐待防止法の施行を受けた新たな取組み(対策)

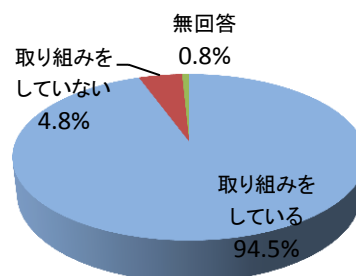
＜施設・事業所数＞

状況	入所系	通所系	計	%
取組みをしている	247	230	477	94.5%
取組みをしていない	12	12	24	4.8%
無回答	2	2	4	0.8%
計	261	244	505	100%

SQ 具体的な取組み(対策)の内容(複数回答)

＜延べ数＞

内容	入所系	通所系	計	%
研修	224	211	435	91.2%
チェックリストの作成や見直し	100	86	186	39.0%
倫理綱領、行動規範等の作成や見直し	89	71	160	33.5%
虐待防止のための体制整備	115	71	186	39.0%
その他	23	21	44	9.2%
「取組みをしている」施設・事業所数	247	230	477	100%

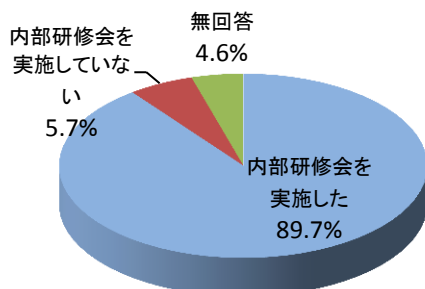


法施行を受けた新たな取組み

3. 利用者の人権擁護に向けた内部・外部研修会について

<施設・事業所数>

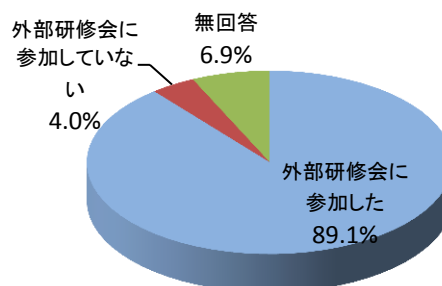
内部研修	入所系	通所系	計	%
内部研修会を実施した	236	217	453	-
実施回数／1～3回	185	193	378	74.9%
実施回数／4～6回	31	11	42	8.3%
実施回数／7～10回	10	4	14	2.8%
実施回数／11～15回	5	8	13	2.6%
回数不明	5	1	6	1.2%
内部研修会を実施していない	16	13	29	5.7%
無回答	9	14	23	4.6%
計	261	244	505	100%



内部研修

<施設・事業所数>

外部研修	入所系	通所系	計	%
外部研修会に参加した	237	213	450	-
参加回数／1～3回	179	183	362	71.7%
参加回数／4～6回	43	22	65	12.9%
参加回数／7～10回	9	6	15	3.0%
回数不明	6	2	8	1.6%
外部研修会に参加していない	7	13	20	4.0%
無回答	17	18	35	6.9%
計	261	244	505	100%

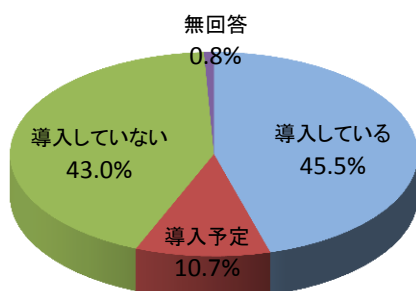


外部研修

4. 利用者の人権擁護のための制度・システムの導入

<施設・事業所数>

状況	入所系	通所系	計	%
導入している	133	97	230	45.5%
導入予定	30	24	54	10.7%
導入していない	97	120	217	43.0%
無回答	1	3	4	0.8%
計	261	244	505	100%

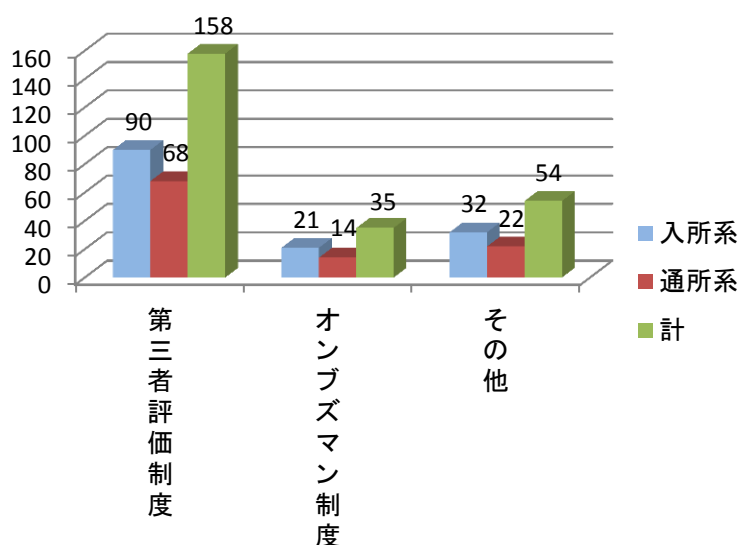


人権擁護のための制度・システムの導入

SQ 具体的な取組み(対策)の内容(複数回答)

<延べ数>

状況	入所系	通所系	計	%
第三者評価制度	90	68	158	68.7%
オンブズマン制度	21	14	35	15.2%
その他	32	22	54	23.5%
「導入している」施設・事業所数	133	97	230	100%

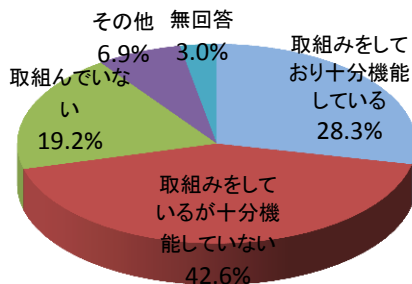


5. 職員の悩みやストレス等の軽減・解消を図るための取組み

<施設・事業所数>

状況	入所系	通所系	計	%
取組みをしております十分機能している※	78	65	143	28.3%
取組みをしているが十分機能していない※	109	106	215	42.6%
取組んでいない	48	49	97	19.2%
その他	17	18	35	6.9%
無回答	9	6	15	3.0%
計	261	244	505	100%

※「具体的な取組み(記述回答)」は14ページを参照



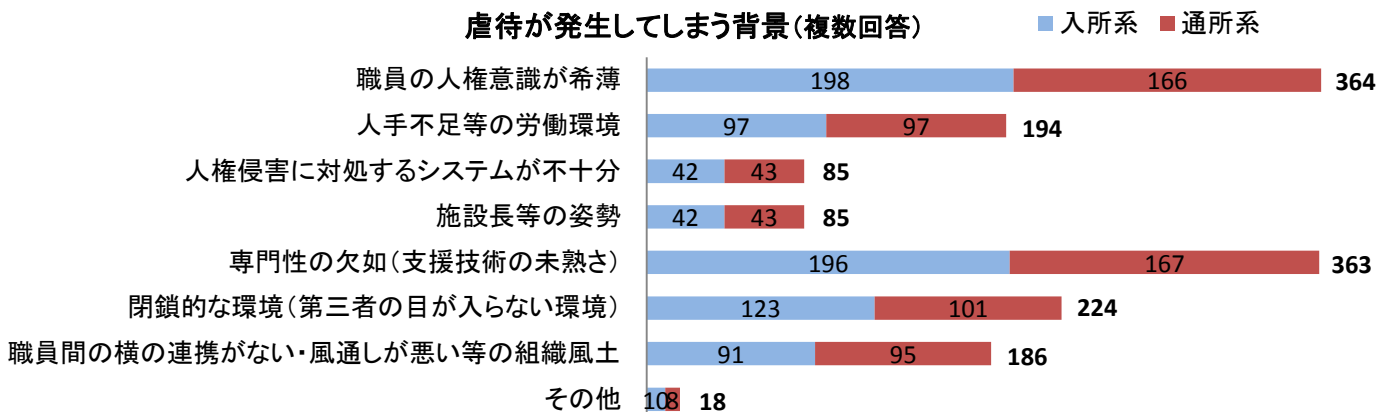
職員の悩み・ストレスに対する取組み

6. 施設・事業所内で虐待が発生してしまう背景(複数回答)

<延べ数>

背景	入所系	通所系	計	%
職員の人権意識が希薄	198	166	364	72.1%
人手不足等の労働環境	97	97	194	38.4%
人権侵害に対処するシステムが不十分	42	43	85	16.8%
施設長等の姿勢	42	43	85	16.8%
専門性の欠如(支援技術の未熟さ)	196	167	363	71.9%
閉鎖的な環境(第三者の目が入らない環境)	123	101	224	44.4%
職員間の横の連携がない・風通しが悪い等の組織風土	91	95	186	36.8%
その他	10	8	18	3.6%
回答施設・事業所数	261	244	505	100%

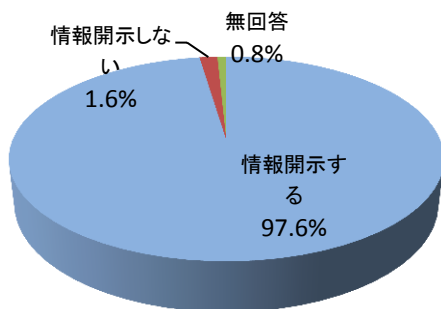
虐待が発生してしまう背景(複数回答)



7. 利用者に対する人権侵害があった場合の施設・事業所の対応

<施設・事業所数>

状況	入所系	通所系	計	%
情報開示する	257	236	493	97.6%
情報開示しない	3	5	8	1.6%
無回答	1	3	4	0.8%
計	261	244	505	100%



情報開示

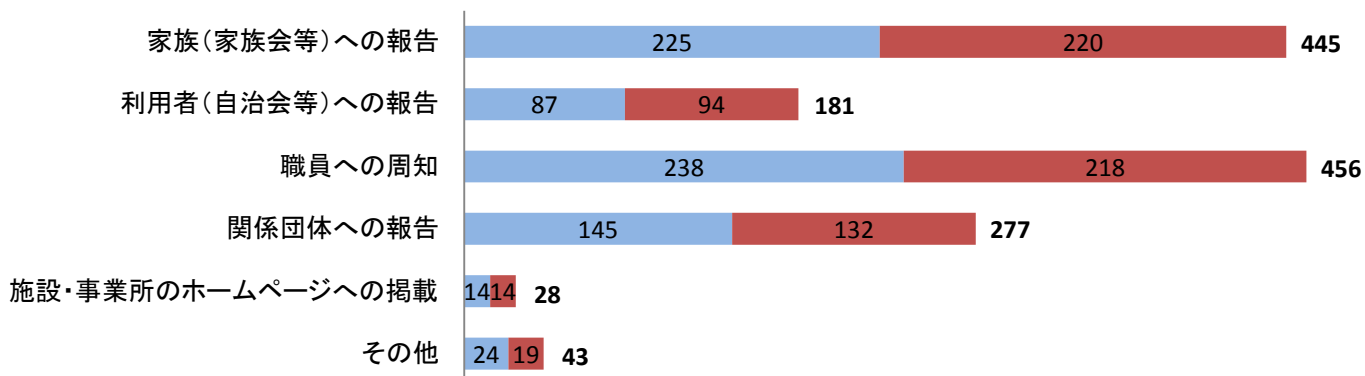
SQ 具体的な情報開示の方法(複数回答)

<延べ数>

状況	入所系	通所系	計	%
家族(家族会等)への報告	225	220	445	90.3%
利用者(自治会等)への報告	87	94	181	36.7%
職員への周知	238	218	456	92.5%
関係団体への報告	145	132	277	56.2%
施設・事業所のホームページへの掲載	14	14	28	5.7%
その他	24	19	43	8.7%
「情報を開示する」施設・事業所数	257	236	493	100%

具体的な情報開示の方法(複数回答)

■ 入所系 ■ 通所系



8. 市町村障害者虐待防止センターへ通報した事例

<施設・事業所数>

状況	入所系	通所系	計	%
通報した事例がある	23	22	45	8.9%
通報した事例はない	234	221	455	90.1%
無回答	4	1	5	1.0%
計	261	244	505	100%

SQ 虐待を受けた利用者

<施設・事業所数>

	入所系	通所系	計	%
昼夜ともに貴施設・事業所を利用している方	14	0	14	31.1%
夜は貴施設・事業所を利用し、日中は他施設・事業所(雇用先を含む)を利用している方	0	0	0	0.0%
在宅で、日中は貴施設・事業所を利用している方	3	19	22	48.9%
夜はグループホームを利用し、日中は貴施設・事業所を利用している方	1	2	3	6.7%
その他	4	1	5	11.1%
無回答	1	0	1	2.2%
計	23	22	45	100%

SQ 虐待を行った人

<施設・事業所数>

	入所系	通所系	計	%
貴施設・事業所の職員	10	3	13	28.9%
他施設・事業所の職員	1	0	1	2.2%
利用者の家族	5	13	18	40.0%
その他	4	4	8	17.8%
無回答	3	2	5	11.1%
計	23	22	45	100%

SQ 市町村の対応

<施設・事業所数>

	入所系	通所系	計	%
十分に対応してくれた	16	13	29	64.4%
不十分な対応であった	0	1	1	2.2%
どちらとも言えない	3	8	11	24.4%
その他	3	0	3	6.7%
無回答	1	0	1	2.2%
計	23	22	45	100%

9. 障害者虐待防止法施行後の影響

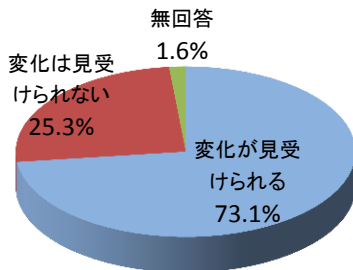
(1) 職員について

<施設・事業所数>

状況	入所系	通所系	計	%
変化が見受けられる※	197	172	369	73.1%
変化は見受けられない	58	70	128	25.3%
無回答	6	2	8	1.6%
計	261	244	505	100%

※「職員の変化の内容(記述回答)」は14ページを参照

職員の変化



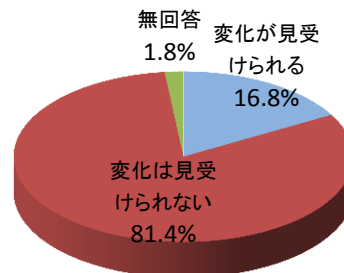
(2) 本人や家族について

<施設・事業所数>

状況	入所系	通所系	計	%
変化が見受けられる※	42	43	85	16.8%
変化は見受けられない	212	199	411	81.4%
無回答	7	2	9	1.8%
計	261	244	505	100%

※「本人や家族の変化の内容(記述回答)」は15ページを参照

本人や家族の変化



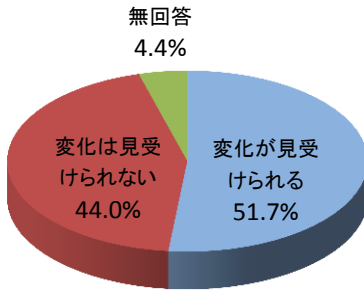
(3)行政について

<施設・事業所数>

状況	入所系	通所系	計	%
変化が見受けられる※	143	118	261	51.7%
変化は見受けられない	103	119	222	44.0%
無回答	15	7	22	4.4%
計	261	244	505	100%

※「行政の変化の内容(記述回答)」は15ページを参照

行政の変化



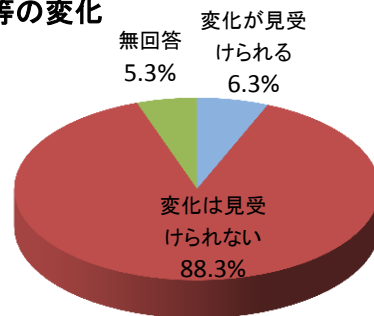
(4)地域住民等について

<施設・事業所数>

状況	入所系	通所系	計	%
変化が見受けられる※	17	15	32	6.3%
変化は見受けられない	227	219	446	88.3%
無回答	17	10	27	5.3%
計	261	244	505	100%

※「地域住民等の変化の内容(記述回答)」は16ページを参照

地域住民等の変化



10. 人権・倫理委員会が作成した行動規範(改訂版)について

<施設・事業所数>

状況	入所系	通所系	計	%
知っている	195	145	340	67.3%
知らない	54	91	145	28.7%
無回答	12	8	20	4.0%
計	261	244	505	100%

<施設・事業所数>

有無	入所系	通所系	計	%
施設・事業所にある	155	100	255	50.5%
施設・事業所にない	70	105	175	34.7%
無回答	36	39	75	14.9%
計	261	244	505	100%

SQ 上記「施設・事業所にある」に回答…行動規範の活用状況

<施設・事業所数>

活用状況	入所系	通所系	計	%
活用している(したことがある)	113	63	176	69.0%
活用したことがない	31	31	62	24.3%
その他	1	2	3	1.2%
無回答	10	4	14	5.5%
計	155	100	255	100%

SQ 上記「活用したことがない」に回答…今後の活用について

<施設・事業所数>

今後の活用	入所系	通所系	計	%
今後活用したい	22	25	47	75.8%
今後も活用する予定はない	5	6	11	17.7%
無回答	4	0	4	6.5%
計	31	31	62	100%

◆ 記述回答 ◆

5. 職員の悩みやストレス等の軽減・解消を図るための取組み

(SQ)具体的な取組み

主な回答	
【面談】	管理者(カウンセラー・医務)が個々の職員と定例的に(又は随時)面談
【相談窓口】	職員の悩み(セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等)を聴く相談窓口の設置
【委員会】	気持ちよく働ける職場環境づくりを検討する委員会の設置
【意見箱】	職員が自由に意見や提案ができる意見箱(業務改善提案箱)の設置
【会議】	職員が集まる各種会議の場で各々の職員が考えや意見を発表、話し合う時間を設けている
【研修】	メンタルヘルス研修の実施
【親睦】	親睦を図るためのスポーツレクリエーションや懇親会の開催
【アンケート】	職員に悩みや意向を聴くアンケートを実施
【セルフチェック】	自己の支援を振り返るセルフチェックリストを活用

9. 障害者虐待防止法施行後の影響

(SQ)職員の变化

主な回答	
【意識】	利用者支援の中心に人権に配慮する意識や姿勢が見受けられる
【言葉遣い】	利用者に対する言動(呼称・声かけ・言葉遣い等)に変化がみられる
【研修・勉強会】	内部での自主的な勉強会や外部講師を招いての研修会を実施している
【支援の見直し】	普段の支援が虐待につながってしまうものではないか(いわゆるグレーゾーン)を検討・確認するようになった
【支援・対応】	利用者や家族に対して、以前に増して丁寧な対応(接し方・態度・説明)が見受けられる
【会議】	職員の集まる会議で気付いたことや不適切な支援について話し合い、検証する機会が増えた
【連携・コミュニケーション】	職員同士で注意を促せる雰囲気づくり・相互で虐待が起きぬようにチェックしている
【自己チェック】	日々の支援方法を省みる職員が多くなった
【事例検討】	実事例の報告やケース検討が少しずつ増えてきている
【委員会】	虐待防止委員会・支援向上委員会等が設置された
【新聞・報道】	虐待のニュースや新聞報道等に対しても敏感になっている
【法への理解】	法の理解や知識の習得がすすんできていると感じられ、制度を学びながら取り組む姿勢がみられる。
【専門性向上】	専門性の向上(資格取得)に努めようと努力してる

9. 障害者虐待防止法施行後の影響

(SQ)本人や家族の変化

主な回答	
【意見・要望】	本人・家族からの意見や要望が増えた
【チェック】	利用者の事故・怪我・病気について以前より感心を示す傾向が強いと感じる
【理解】	ポスター・パンフレットの配布や研修会・勉強会の開催により理解が根付き始めていると感じる
【意識】	虐待に関して敏感になるなど意識・関心の高まりが見受けられる
【苦情】	「虐待」というより「苦情」の段階での相談・訴えが増えた
【対応】	虐待を意識した対応が多くなったように感じる
【コミュニケーション】	家族への報告の徹底により施設への相談等が増え、家族とのコミュニケーションがとれ、連携して支援が行えるようになってきた
【通報】	虐待が発生しているようであれば市町村虐待防止センターへ通報しようという変化が見受けられる

9. 障害者虐待防止法施行後の影響

(SQ)行政の変化

主な回答	
【研修】	警鐘を鳴らす意味で虐待をテーマとした職員研修が多く目につくようになっている
【体制整備・充実】	虐待通報システムの整備をはじめとする制度に基づいた積極的な動きが見られる
【姿勢・対応】	通報に対する窓口機能としての自覚や関係機関と連携した迅速な対応がみられる
【情報提供】	パンフレットやリーフレットが配布されたりと積極的な広報活動が見てとれる
【指導強化】	監査等で虐待防止の観点から支援の実情をより厳しくチェックする傾向がみられる
【虐待ケースの対応】	虐待を理由とした入所依頼が増加している
【ケース報告】	市内での報告件数や内容、事例の報告を積極的に行うようになっている
【意識】	担当課職員の意識が変化し、虐待の捉え方が厳格となった
【注意喚起】	虐待や身体拘束についての注意を促す資料が目立つようになった
【連携・コミュニケーション】	各関係機関との情報交換や情報の共有化が図られるようになった
【アンケート】	意見の吸い上げを行うためのアンケートが増えた
【委員会・部会】	施行を機会に自立支援協議会に虐待防止の専門部会が設置された

9. 障害者虐待防止法施行後の影響

(SQ)地域住民等の変化

主な回答	
【意識・関心】	実習の学生やボランティアの意識の変化が感じられた
【通 報】	地域での活動で利用者がパニックになった際に、利用者の大声を聞いて住民に通報されるケースが増えた
【問い合わせ】	施設で行っている支援の方法や対応についての疑問や質問の問い合わせが増えている
【研 修】	民生委員を対象とした研修等により関わりが多くなった
【理 解】	利用者を正しく理解し見守りや支援に対しても理解がすすんでいると感じる
【連携・コミュニケーション】	地域の住民から利用者の通勤の様子等の報告が増えた

施設長（管理者）虐待防止アンケート調査について（お願い）

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 人権・倫理委員会

- 調査趣旨：平成24年10月の障害者虐待防止法の施行から1年が経過しました。本委員会では、同法の施行による施設・事業所の取組みへの影響や、人権擁護・虐待防止に対する意識の変化等の実態を把握するため、このたびアンケート調査を実施しております。ご多忙の折恐縮に存じますが、ご回答につきましてご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。
- 調査対象：入所系サービス【障害者支援施設】、もしくは日中活動サービス【生活介護（通所のみ）・多機能型事業所】の事業を行う本会会員施設・事業所の施設長（管理者）等
- お問い合わせ：日本知的障害者福祉協会事務局（担当：輿石） TEL 03-3438-0466/FAX 03-3431-1803
- 調査基準日：平成25年10月1日 ○提出期限：平成25年11月18日（月）

都道府県		回答者役職 (該当に☑)	□施設長(管理者) □その他()
事業種別 (該当に☑)	□入所系サービス【障害者支援施設】 □日中活動サービス【生活介護（通所のみ）・多機能型事業所】		
運営主体 (該当に☑)	□社会福祉法人 □その他()		

※以下の質問事項で該当する□にレ点を、空欄部分に詳細のご記入をお願いいたします。

1. 貴施設・事業所においてこれまで利用者の人権擁護に向けた取組みをされていますか。
□はい □いいえ
2. 障害者虐待防止法の施行を受けて、新たな取組み（対策）を講じられましたか。
□はい □いいえ
↳ (SQ) 具体的にどのような取組み（対策）を講じられましたか。（複数回答可）
□研修 □チェックリストの作成や見直し □倫理綱領、行動規範等の作成や見直し
□虐待防止のための体制整備 □その他()
3. 利用者の人権擁護のために、平成24年10月1日～平成25年10月1日の1年間に「内部で研修会を実施」または「外部の研修会へ参加（施設長（管理者）等本人または職員）」がありますか。
①内部の研修会について …□実施した（回数：計____回） □実施していない
②外部の研修会について …□参加した（回数：計____回） □参加していない
4. 利用者の人権擁護のために、第三者評価制度、オンブズマン制度、あるいはそれに類するシステムを導入されていますか。
□導入している □導入予定 □導入していない
↳ (SQ) 具体的に導入されているシステムをご回答ください。（複数回答可）
□第三者評価制度 □オンブズマン制度 □その他()
5. 職員の悩みやストレス等の軽減・解消を図るための工夫や職員の声を聴く機会を設けるなど、施設・事業所において何らかの取組みをされていますか。また、それらは十分機能していますか。
□取組みをしており十分機能している □取組んでいない
□取組みをしているが十分機能していない □その他()
↳ (SQ) 具体的にどのような取組みをされていますか。簡単にご記入ください。
6. 施設・事業所内で虐待が発生してしまう背景にはどのようなことが考えられると思われますか。
(以下の項目より上位3つを選択)
□職員の人権意識が希薄 □専門性の欠如（支援技術の未熟さ）
□人手不足等の労働環境 □閉鎖的な環境（第三者の目が入らない環境）
□人権侵害に対処するシステムが不十分 □職員間の横の連携がない・風通しが悪い等の組織風土
□施設長等の姿勢 □その他()
7. 利用者に対する人権侵害があった場合、貴施設・事業所では情報開示されますか。
□はい □いいえ
↳ (SQ) 具体的にどのような情報開示をされますか。（複数回答可）
□家族（家族会等）への報告 □利用者（自治会等）への報告 □職員への周知
□関係団体への報告 □施設・事業所のホームページへの掲載
□その他()

（次ページに続きます）

8. 市町村障害者虐待防止センターへ通報した事例はありますか。

はい いいえ

↳(SQ1) 虐待を受けた利用者は以下のいずれに該当しますか。(複数回答可)

- 昼夜ともに貴施設・事業所を利用している方
- 夜は貴施設・事業所を利用し、日中は他施設・事業所(雇用先を含む)を利用している方
- 在宅で、日中は貴施設・事業所を利用している方
- 夜はグループホームを利用し、日中は貴施設・事業所を利用している方
- その他()

(SQ2) 虐待を行った人は以下のいずれに該当しますか。(複数回答可)

- 貴施設・事業所の職員 他施設・事業所の職員 利用者の家族
- その他()

(SQ3) その際、市町村の対応はどうでしたか。

- 十分に対応してくれた 不十分な対応であった
- どちらとも言えない その他()

9. 障害者虐待防止法の施行から1年が経過しましたが、職員、本人や家族、あるいは行政、地域住民等に変化が見受けられますか。また、「変化が見受けられる場合」はどのような変化があったか簡単にご記入ください。

(1) 職員について

変化が見受けられる 変化は見受けられない



(2) 本人や家族について

変化が見受けられる 変化は見受けられない



(3) 行政について

変化が見受けられる 変化は見受けられない



(4) 地域住民等について

変化が見受けられる 変化は見受けられない



10. 平成22年6月に人権・倫理委員会が作成・発刊した「知的障がいのある方を支援するための行動規範～支援の専門職としての道しるべ～」をご存知ですか。

① 上記「行動規範」について …知っている 知らない

② “ ” 有無について …施設・事業所にある 施設・事業所がない

↳(SQ) 上記の「行動規範」の活用状況についてご回答ください。

- 活用している(したことがある)
- 活用したことがない → 今後活用したい or 今後も活用する予定はない
- その他()

11. その他

利用者の人権擁護や利用者への虐待防止について、ご意見やご質問等をお聞かせください。人権・倫理委員会に対する意見や要望でもかまいません。